

堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金のご案内

堺市では、IT分野の求職者支援訓練実施機関に対し、当該訓練の堺市民の受講者数に応じて、奨励金を予算の範囲内で交付します。

堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金の概要

申請対象者	厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練（※）を本市の区域内で行う訓練実施機関		
交付要件	<p>※「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条に定める「認定職業訓練」のことをいう。</p> <p>上記「申請対象者」であり、かつ、以下すべてを満たす必要があります。</p> <p>①経済産業省が定めるITSSレベル1以上に相当するIT関係の資格 <u>（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ（ISV Map）」に掲載されている資格に限る）</u>の取得をめざす認定職業訓練（以下「デジタル人材育成認定職業訓練」という。）を行う者であること。</p> <p>②令和4年8月9日以降に、本市の区域内において、デジタル人材育成認定職業訓練を行う者であること。</p> <p>③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行う事業主でないこと。</p> <p>④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者と関係を有する事業主でないこと。</p> <p>⑤市税その他の本市の徴収金に滞納がないこと。</p> <p>⑥労働基準法その他関係法令に違反したことにより、奨励金の交付を行うことが適当でないと市長が認めるものでないこと。</p>		
奨励金 交付金額	<p>○「デジタル人材育成認定職業訓練」を修了した堺市内に住所を有する者一人あたり</p> <table border="1" data-bbox="344 1543 1396 1626"> <tr> <td data-bbox="435 1554 949 1605">28日以上の単位期間につき</td> <td data-bbox="1106 1554 1320 1605">10,000円</td> </tr> </table> <p>※「単位期間」とは、デジタル人材育成認定職業訓練が開始された日から暦日で1か月ごとに区切った期間の1つをいいます。なお、期間の最終日は、求職者支援訓練が終了した日の属する月にあつては、当該訓練が終了した日とします。</p> <p>※「デジタル人材育成認定職業訓練を修了した」とは、「管轄労働局に提出した受講者出欠報告書総括表の写し」内の「⑤支給対象期間の出席率」が8割以上であることとします（ただし、中途退校者は除く）。</p>	28日以上 の単位期間につき	10,000円
28日以上 の単位期間につき	10,000円		

奨励金の申請は
年度内に1回、
1訓練分のみに
限ります。

お問合せ先やご利用の流れの詳細については裏面をご確認ください。

～ご利用の流れ～

奨励金の申請は
年度内に1回、
1訓練分のみに
限ります。

① デジタル人材育成認定職業訓練の実施～訓練終了

② 申請（訓練を終了した日の翌日から起算して30日以内に）

- ・必要書類等を確認の上、申請書を作成し、書類一式を堺市雇用推進課へ郵送もしくは持参してください。
- ・申請書類は堺市ホームページ（下記アドレスや2次元コード）からダウンロードできます。
<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/digital.html>
- ・必要書類は下表を参照してください。



必要書類	様式等
①堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金交付申請書	様式第1号
②求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し	
③求職者支援法に基づく職業訓練の認定申請時に提出した訓練カリキュラムの写し	
④管轄労働局に提出した受講者出欠報告書総括表の写し及び奨励金の対象となる受講者全員の就職支援計画書（第1面）の写し	
⑤奨励金の対象となる受講者全員の個人情報に関する同意書	市HPに様式例をアップしています。 同内容の同意を得ていることがわかる内容であれば、様式は任意です（本人の自署は必須）。
⑥会社案内又はそれに類するもの	
⑦その他市長が必要と認める書類	

申請締切

交付申請書に必要書類一式を添えて下記期日までに郵送もしくは持参して下さい。

持参の場合：令和5年3月15日（水）17時まで

郵送の場合：令和5年3月15日の消印有効

※予算の上限に達し次第、受付終了となります。

③ 交付（不交付）決定（※審査に2週間程度）

- ・審査において、要件を満たしていることを確認した後、交付決定通知書が送付されます。
交付決定通知書と併せて、奨励金の請求書を送付します。

④ 奨励金の請求

- ・請求書に必要事項を記入の上、堺市雇用推進課へ郵送もしくは持参してください。

⑤ 奨励金支払

お問い合わせ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課
TEL：072-228-7404 FAX：072-228-8816 E-mail：koyo@city.sakai.lg.jp
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館7階